H22.9.22

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況概念図

事務取扱要綱

①最高管理責任者：学長
②統括管理責任者：事務局長
③部局責任者：美術学部長、美術研究科長、音楽学部長、音楽研究科長
④上記をホームページで公開

間接経費に関する取り扱い要領

間接経費の配分
管理部門50％、研究部門50％
（研究部門50％の内訳については、所属する学部の長と当該研究者との協議により決定）

不正防止計画

（1）物品確認の明確化
（2）旅費の事実確認
（3）謝金の事実確認
（4）内部監査体制の強化
（5）通報を受け入れる体制の整備（通報の窓口の設置）
　〇通報（告発）の窓口
　　愛知県公立大学法人監事　弁護士　加藤　茂
　　愛知県公立大学法人監事　税理士　加藤　純利
（6）不正防止計画推進部署の設置
　〇不正防止計画推進部署
　　学務部　芸術情報課
（7）教職員の遵守事項の徹底を図る（事務処理等の相談窓口の設置）
　〇事務処理等の相談窓口
　　学務部　芸術情報課
（8）不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
　法人本部が規定する「愛知県公立大学法人の契約にかかる取引停止の取り扱い要領」により処分を行う。